

○東京藝術大学音楽学部早期教育リサーチセンター内規

〔平成29年3月11日〕  
教授会決定

(設置)

第1条 音楽学部に早期教育リサーチセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、音楽における早期教育に関する研究及びこれに基づく教育を行い、将来の優れた音楽家育成に貢献することを目的とする。

(職員)

第3条 センターに教授、准教授、講師、助教、特任教員及びその他必要な職員を置くことができる。

(センター長)

第4条 センターにセンター長を置き、音楽学部長をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

(副センター長)

第5条 副センター長は、センター長が指名する教員をもって充てる。

2 前項に掲げる副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員が生じた場合の補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第6条 センターに運営委員会を置き、センター長の試問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 早期教育に関する研究活動の計画及び実施に関する事項
- (2) 早期教育プロジェクトの企画・運営に関する事項
- (3) 東京藝大ジュニア・アカデミーの企画・運営に関する事項
- (4) その他センター長が必要と認めた事項

2 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

3 運営委員会は、委員長及び次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(1) 副センター長

(2) 音楽学部専任教員のうち、ピアノ、弦楽、管打楽、室内楽およびソルフェージュの各主任

(3) センターの専任教員及び特任教員

(4) その他センター長が必要と認めた者

4 前項第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の庶務)

第7条 運営委員会に関する庶務は、センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるものの他、センター及び運営委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。